令和4年度 ダイオキシン類の自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する大気基準適用施設および水質基準適用事業場の設置者は、同法第28条第1項、第2項および第3項の規定により、排出ガス等の自主測定を行い、その結果を市に報告することが義務づけられています。今回、令和4年度の自主測定結果の報告について下記のとおりとりまとめましたので、同法第28条第4項の規定に基づき公表します。

なお、各施設または事業場の自主測定結果の詳細は別表1、2のとおりです。

記

1 大気基準適用施設の報告状況

(1) 排出ガス自主測定結果報告状況

大津市内における大気基準適用施設は、廃棄物焼却炉12施設でした。(令和4年4月1日時点で届出されている施設)。

排出ガス中のダイオキシン類自主測定結果については、休止中である4施設を除く8施設から報告がありました。この報告で、排出基準を超過した施設はありませんでした。

表 1 排出ガスの自主測定実施状況

令別表第一の	14 - 14 - 14 - 17 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	届出施設数	内訳					
番号	特定施設の種類	(R4.4.1 時点)	報告	未報告	休止	廃止		
5	廃棄物焼却炉	12	8	0	4	0		

注1)休止は令和4年度の自主測定期間に休止していた施設数。

表2 排出ガス中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	特定施設の種類		報告 施設 数	自主測定結果 (ng-TEQ/㎡ N)	排出基準 超過施設数	排出基準値 (ng-TEQ/㎡)
	4 t/h 以上	1	0	_	0	1
	4 7/11 以上	2	0	_	0	0.1
廃	4 t/h 未満~	1	0	_	0	5
棄物	2 t/h 以上	2	5	0.00000037~0.00079	0	1
廃棄物焼却炉	2 t/h 未満~ 200kg/h 以上	1	1	0.29	0	10
炉		2	1	0.000061	0	5
	2001/1- 七.滞	3	1	1.1	0	10
	200kg/h 未満	4	0	_	0	5
	合計			_	0	_

注)特定施設の種類の欄中の

- ①は平成9年12月1日までに設置された施設。
- ②は平成9年12月2日以降に設置された施設。
- ③は平成12年1月15日までに設置された施設。
- ④は平成12年1月16日以降に設置された施設。

(2) ばいじん、燃え殻自主測定結果報告状況

廃棄物焼却炉のばいじん、燃え殻中のダイオキシン類の自主測定結果は、表3のとおりでした。 この報告で、排出基準を超過した施設はありませんでした。

表3 廃棄物焼却炉に係るばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

	報告施設数	未報告 施設数	自主測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準値を 超過した件数	処理基準値 (ng-TEQ/g)
ばいじん	8	0	0~0.92	0	3
燃え殻	4	0	0~0.065	0	3

- 注1) 排出口が複数の焼却炉の共用となっている施設やばいじんと燃え殻の混合排出等の施設がある ため、表1の施設数とは一致しない。
- 注2) ばいじんには、燃え殻との混合灰の場合を含む。

2 水質基準適用事業場の報告状況

大津市内で、水質基準適用事業場として届出がある施設は、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設及び汚水又は廃液を生じる灰の貯留施設と下水道終末処理施設の2種類で、4事業場(6施設)でした(令和4年4月1日時点)。

これらのうち1事業場について、排出水中のダイオキシン類の自主検査結果の報告があり、この報告で、排出基準を超過した事業場はありませんでした。

また、1事業場については休止しており、残りの2事業場についてはダイオキシン類を含む汚水又は廃液が公共用水域へ流出しないため、自主測定の必要がありません。

表 4 水質基準適用事業場の自主測定実施状況

令別表 第二の	特定施設の種類	届出施設数	内訳					
番号		(R4.4.1 時点)	報告	未報告	休止等	廃止	対象外 ^{注)}	
1 5	廃棄物焼却炉から発生するガ スを処理する施設及び生じる 灰の貯留施設	5	0	0	2	0	3	
1 8	下水道終末処理施設	1	1	0	0	0	0	
	合計	6	1	0	2	0	3	

注)「対象外」とは、下水へ放流する、特定施設内で排水を循環利用するなど、公共用水域への排出が ないため自主測定義務のない事業場をさす。

表 5 排出水中のダイオキシン類濃度の自主測定結果

特定施設の種類	報告	自主測定結果	基準超過	排出基準値
	事業場数	(pg-TEQ/L)	事業場数	(pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	1	0.000021	0	10

【参考】

- **♦ng**(ナノグラム): 10 億分の 1 グラムを意味する。
- **♦pg**(ピコグラム):1兆分の1グラムを意味する。
- ◆TEQ: 毒性等量と言い、ダイオキシン類の中で最も毒性の強いと言われている 2, 3, 7, 8-TeCDD (2, 3, 7, 8-TeCDD に換算して合計したもの。

【別表1】 大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)の自主測定結果

+ <i>t</i> >n.			排出ガス測定結果			ばいじん測定結果		燃え殻測定結果		備考
施設番号	工場・事業場の名称	工場・事業場の所在地	試料採取日	測定値	適用	1 一	測定値	1 一	測定値	1
留万			部八个十1木月入口	ng-TEQ/m3N	基準	試料採取日 -	ng-TEQ/g	試料採取日	ng-TEQ/g	1
1	大津市志賀衛生プラント	北比良 1039-3	令和 4 年 11 月 28 日	0.000061	5	令和 4 年 11 月 29 日	0.00000048	_	_	
2	(有)上田産業	千野一丁目 656				休止				
3	㈱滋賀産業	大石中六丁目 2-16	令和5年3月11日	1.1	10	令和5年3月11日	0	令和5年3月11日	0	
4	大津市南部衛生プラント	羽栗一丁目 18-1				休止				
5	(有)中谷組	石山千町 308				休止				
6	琵琶湖流域下水道湖西浄化センター (燃料化施設)	苗鹿三丁目 1-1	令和4年7月29日	0.00000082	1	令和4年7月7日	0.059	_	_	
			令和4年5月2日	0.000014		令和4年5月2日	0.23 *1	令和4年5月2日	0	
			令和4年7月1日	0.000013		令和4年9月1日	0.15 *1	令和4年9月1日	0.00016	
_	大津市環境美化センター (1 号炉)	膳所上別保町 785-1	令和4年9月1日	0.0000029	5	令和4年11月1日	0.16 *1	令和4年11月1日	0.0029	
7			令和4年11月1日	0.00079		令和4年12月1日	0.17 *1	令和4年12月1日	0.0015	
			令和4年12月1日	0.000020						
			令和5年3月2日	0.000011						
	大津市環境美化センター (2 号炉)	膳所上別保町 785-1	令和4年5月2日	0.000047	5	令和4年5月2日	0.23 *1	令和4年5月2日	0.00050	
			令和4年7月1日	0.000013		令和4年9月1日	0.15 *1	令和4年9月1日	0.00015	
8			令和4年9月1日	0.0000023		令和4年11月1日	0.16 *1	令和4年11月1日	0.000029	
0	八年甲泉現実化センター(2 万炉)		令和4年11月1日	0.000015		令和4年12月1日	0.17 *1	令和4年12月1日	0.0076	
			令和4年12月1日	0.0000019						
			令和5年3月2日	0.000039						
			令和4年7月5日	0.000038		令和4年9月16日	0.24 *1	令和4年9月16日	0.0011	
			令和4年8月9日	0.000018		令和4年11月4日	0.16 *1	令和4年11月4日	0.0020	
9	 大津市北部クリーンセンター (1 号炉)	伊香立北在地町 272	令和4年10月4日	0.0000012	5	令和4年12月6日	0.25 *1	令和4年12月6日	0.00060	
ð	八年田礼師ノッ フェンテー(エカゲ)	[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [令和4年11月4日	0.00000044] 3	令和5年2月2日	0.14 *1	令和5年2月2日	0.0023	
			令和4年12月6日	0.00000041						
			令和5年2月2日	0.0000015						
			令和4年7月5日	0.000073		令和4年9月16日	0.24 *1	令和4年9月16日	0.00041	
10	大津市北部クリーンセンター (2 号炉)	伊香立北在地町 272	令和4年8月3日	0.000016	5	令和4年11月4日	0.16 *1	令和4年11月4日	0.0022	
			令和4年10月4日	0.0000011		令和4年12月6日	0.25 *1	令和4年12月6日	0.00077	

			令和4年11月4日	0.00047		令和5年2月2日	0.14 *1	令和5年2月2日	0.000052	
			令和4年12月6日	0.00000037						
			令和5年2月2日	0.00032						
11	ティ・アイ商事(株)	大石曽東町 424-8	休止							
12	(有)丸西建設	南比良 1075-8	令和4年11月14日	0.29	10	令和 4 年 11 月 14 日	0.92	令和 4 年 11 月 14 日	0.065	

注) ばいじん、燃え殻測定結果の「一」は、それらの発生がないことを示す。

【別表2】 水質基準対象施設の自主測定結果

施設		工場・事業場の所在地	特定施設の種類	排出			
番号	工場・事業場の名称			試料採取日	測定値	適用基準	備考
留り				武/ / / / · · · · · · · · · · · · · · · ·	pg-TEQ/L	- 過用基準	
1	大津市南部衛生プラント	羽栗一丁目 18-1	廃ガス洗浄施設	休止			
2	琵琶湖流域下水道湖西浄化センター	苗鹿三丁目 1-1	下水道終末処理施設	令和4年7月14日	0.000021	10	

^{※1} 大津市環境美化センター及び大津市北部クリーンセンターのばいじんは、1号炉と2号炉の混合灰である。